

平成23年4月1日
環水大総発第110401004号
環水大自発第110401012号

環境大臣 松本 龍

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できると認められるものの開発又は利用及びエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するエネルギー使用の合理化又は二酸化炭素排出量がより少ない燃料への転換を行うもの）に限り、かつ、海外で行う場合にあつては我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のための事業であり、経済性の面で自主的取組だけでは進まないことに鑑み、第4条に規定する各種事業を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、地球環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「CDM」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第12条に規定する低排出型の開発の制度をいう。
- 二 「CDMを利用したコベネフィット支援事業」とは、「CDM」のうち、水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資するものをいう。
- 三 「京都メカニズムによるクレジット」とは、マラケシュ合意に規定する認証された排出権削減量（吸収源CDMによるクレジットを除く。以下「CER」という。）、排出削減単位及び割当量単位をいう。

（交付の対象）

第4条 環境大臣及び地方環境事務所長（以下「大臣等」という。）は、第2条の目的を達成する以下の事業に要する経費のうち、補助金の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において補助金を交付する。

一 CDMを利用したコベネフィット支援事業

CDMを利用したコベネフィット支援事業に必要な施設及び設備を整備する事業

二 先進的次世代車普及促進事業

ア ハイブリッドオフロード車を導入する事業

イ 燃料電池自動車又は水素自動車を導入する事業

2 前項第1号及び第2号の事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。ただし、前項第2号イの事業にあつては、ア、イ、ウ及びオのみ、第2号アの事業にあつては、アのみとする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 国際コンソーシアム（日本法人と外国法人により構成され、事業実施を効率的に推進する組織）

オ その他大臣等が適当と認める者

3 2者以上の事業者が共同で第1項各号の事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

4 他の法令及び予算に基づく補助金等（適化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

5 事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

2 前条第1項第1号及び第2号イの事業

一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二 前号で算出された額と別表第1の1第2欄（前条第1項第2号イの事業にあつては別表第1の2第2欄イに係る同表第3欄）に掲げる補助対象経費額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定し、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 前条第1項第2号アの事業

別表1の2第2欄アに係る同表第3欄に掲げる補助対象経費の支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と前条第5項の規定に基づく実施要領で定める基準額とをそれぞれ比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて算出した額とする。

ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨

てるものとする。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

一 申請書の提出先は以下のとおりとする。

ア 適化法第26条第1項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を地方環境事務所長が行う場合

事業実施者は、第4条第1項第2号の事業について申請する場合には様式第1による申請書を地方環境事務所長に提出して行うものとする。

イ ア以外の場合

事業実施者は、様式第1による交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

二 第4条第1項の事業実施者にあつては、補助金の交付申請に当たって、実施要領にて定める書類を添付しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 大臣等は、前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を事業実施者に送付するものとし、その際は次に掲げる条件が付されるものとする。

2 大臣等は、交付の申請がなされた全ての補助事業については、当該消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

3 このほか、大臣等は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 事業実施者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で大臣等に申し出なければならない。

(契約等)

第9条 事業実施者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣等に届け出なければならない。

(変更申請の承認)

第10条 事業実施者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を大臣等に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第11条 事業実施者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
 - 二 別表第1の1第2欄に定める対象経費相互間の経費の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の15%以内の変更を除く。）をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。
- 2 大臣等は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 事業実施者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による申請書を大臣等に提出して承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第13条 事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を大臣等に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

（状況報告）

第14条 事業実施者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣等の要求があったときは、遅滞なく様式第7による状況報告書を大臣等に提出しなければならない。

（事業実施者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更）

第15条 事業実施者は、補助金の額の確定が行われるまでの間（第4条第1項第1号の事業実施者にあたっては、様式第1別紙3のクレジット移転計画書に記載するクレジット移転期限までの間）において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣等に報告しなければならない。

（実績報告書）

第16条 事業実施者は、補助事業を完了したとき（第12条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を大臣等に提出しなければならない。

2 事業実施者は、第6条第4項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第17条 大臣等は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第9による交付額確定通知書により事業実施者に通知するものとする。その際、第4条第1項第1号の事業実施者に対しては、第29条に基づき移転する京都メカニズムによるクレジットの量を確定し、併せて通知するものとする。

- 2 大臣等は、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 大臣等は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 事業実施者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による請求書を大臣等に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第19条 大臣等は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- 一 事業実施者が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより大臣等の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 事業実施者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 事業実施者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
- 2 大臣等は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣等は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第20条 事業実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業実施者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 大臣等は、事業実施者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第21条 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超

える機械器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまでは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に定める様式1による申請書を、また包括承認事項に係るものについては様式2による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 4 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

- 第22条 事業実施者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。
- 2 第4条第1項第2号の事業実施者にあつては、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。
 - 3 第4条第1項第1号の事業実施者にあつては、前項の帳簿その他の証拠書類を、補助事業完了後5年間又はクレジット移転期限までの期間のいずれか長い期間保存しなければならない。
 - 4 大臣等は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税額等の確定)

- 第23条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第12により速やかに大臣等に報告しなければならない。なお、大臣等は報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助事業の表示)

- 第24条 補助事業により整備された施設、機械器具には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

(標準処理期間)

- 第25条 大臣等は、第6条又は第10条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

(知的財産権の譲渡)

- 第26条 事業実施者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

(知的財産権の届出)

- 第27条 事業実施者は、事業実施者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、

特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を大臣等に届け出なければならない。

(収益納付)

第28条 大臣等は、事業実施者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。なお、第4条第1項第1号の事業にあつては、京都メカニズムによるクレジットによる物納を可能とする。

(京都メカニズムによるクレジットの移転)

第29条 第4条第1項第1号の事業に係る事業実施者は、補助金の交付額に応じて、様式第1別紙3のクレジット移転計画書に記載する量の京都メカニズムによるクレジットを様式第1別紙3のクレジット移転計画書に記載する移転期限までに、日本国政府保有口座へ移転しなければならない。なお、クレジット移転量は、補助事業によるクレジット発生量の1/2を下回ってはならない。

2 前項の規定による京都メカニズムによるクレジットの移転は、第16条第1項に基づく実績報告書(様式第8)の別紙2の実績報告に基づくクレジット移転計画書に記載する年次計画に従って行うものとする。

3 第4条第1項第1号の事業に係る事業実施者は、前各号の規定に基づき京都メカニズムによるクレジットの移転の全部又は一部を行った場合には、10日以内に様式第13による京都メカニズムによる移転報告書を環境大臣に提出しなければならない。

4 本条第1項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号の事業に係る事業実施者は、同項に規定する移転期限までに同項に規定する量の京都メカニズムによるクレジットの移転が行えない場合には、不足する量を遅滞なく補填しなければならない。ただし、移転が行えないことにつきやむを得ない理由があると環境大臣が認める場合には、この限りではない。

(その他)

第30条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境大臣が別に定める。

(附則)

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

別表第1の1

1 事業区分	2 補助対象経費
CDMを利用したコベネフィット支援事業	二酸化炭素の削減と同時に環境汚染物質を削減するための施設及び設備を設置する場合には、必要な本工事費、附帯工事費、機械器具費、測量及び調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

別表第1の2

1 区分	2 種 目	3 補 助 対 象 経 費
先進的次世代車普及促進事業	ア. ハイブリッドオフロード車	ハイブリッドオフロード車として設計、製造されたものを導入する場合の車両本体価格と、同種の通常型オフロード車を導入する場合の車両本体価格との差額
	イ. 燃料電池自動車、水素自動車	燃料電池自動車又は水素自動車として、設計、製造された自動車を導入するものであって、リースによる導入に必要なリース経費

別表第2

1 区分	2 費 目	3 細 目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きに必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいう。
		備品購入 費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

様式第1（第6条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第6条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
実施計画書（別紙1の1又は別紙1の2）のとおり
- 3 補助金交付申請額 千円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 4 補助事業に要する経費及び補助金の配分額
経費内訳（別紙2の1、別紙2の2の1又は別紙2の2の2）のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 クレジット移転計画書（要綱第4条第1項第1号の事業のみ）
クレジット移転計画書（別紙3）のとおり
- 7 その他参考資料

注1 共同申請の場合には、全ての申請者の連名とすること。

注2 その他参考資料として、以下の①から⑨の書類を（ただし⑦から⑨については添付可能な場合のみ）添付すること。なお、要綱第4条第1項第2号の事業は②及び⑤に限り添付すること。

<必須提出書類>

- ①プロジェクト設計書（PDD）のコピー又はそれに相当するもの（ドラフト可）
- ②申請者（共同申請者含む）の組織概要・事業実績に関する資料（事業概要、資本金及び資本構成、直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書など）
- ③事業者間のクレジットの分配に関する合意文書（業者間のクレジット移転契約書等のコピー等。合意がない場合には、調整状況を説明する資料を提出すること）
- ④代表事業者法人届出書（国際コンソーシアムとしての共同申請のみ）
- ⑤積算根拠資料
- ⑥期待される環境改善効果に関する資料

<任意提出書類>

- ⑦有効化審査報告書のコピー
- ⑧日本国政府承認書のコピー（又は申請書のコピー）
- ⑨ホスト国政府承認書のコピー（又は申請書のコピー）

CDMを利用したコベネフィット支援事業実施計画書

事業名			
代表事業者	名称 住所 代表者名		
担当者	担当者氏名 担当部署 TEL/FAX E-mail		
ホスト国における実施主体	住所 名称 業種		
事業の主たる実施場所	名称 所在地		
事業実施体制			
補助事業の概要 (事業の目的、内容、規模、環境対策及び温暖化対策の技術概要と効果予測など)			
事業費(千円)	年度	年度	合計

事業の実施 スケジュール	
有効化審査 実施団体	
日本国政府の 事業承認見込	
ホスト国の 承認見込	
環境対策の概要	
排出削減見込量	
環境改善見込	
備 考	

(注) 審査に必要な資料となりますので、要点が不明にならない範囲で詳細に記載して下さい。必要に応じて枠を引き延ばすことや各項目の内容を別紙として添付することは差し支えありません。

別紙 2 の 1

CDMを利用したコベネフィット支援事業に要する経費内訳

1. 所要経費

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1)-(2)
円	円	円
(4) 補助対象経費支出予定額	(5) 国庫補助基本額 (3)と(4)を比較して少ない方の額	(6) 補助金所要額 (5)×1/2
円	円	円

2. 補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合 計	円	

3. 購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

年度別事業計画書

事業名 ()

(単位：千円)

	事業内容	補助対象事業費	補助対象外事業費	総事業費
全体事業計画				
過年度実施済事業				
当該年度実施予定事業				
平成 年度以降 実施予定事業				

(注) 1. 本事業は、事業毎に別葉とする。

2. 事業内容欄は、補助対象事業と補助対象外事業と区分して記載する。

別紙 2 の 2 の 1

先進的次世代車普及促進事業に要する経費内訳

1. 所要経費

通し 番号	(1) 補助対象経費 支出予定額 (円)	(2) 寄付金その 他の収入 (円)	(3) 差引額 ((1)-(2)) (円)	(4) 基準額 ×員数(a) (円)	(5) 国庫補助基本額 ((3)と(4)を比較して 少ない方の額) (円)	(6) 補助金所要額 ((5)×1/2) (円)
①						
②						
③						
④						
⑤						
(補助金所要額総計)						

2. 補助対象経費支出予定額内訳

(区分) 先進的次世代自動車普及促進事業

通し 番号	補助対象機種						員数 (a)	補助対象 経費内訳 (通常車と の差額) (b) (円)	補助対象 経費支出 予定額 (a)×(b) (円)	備考 (主に自 動車の用 途を記入)
	種目	種別	メーカー名	車名	型式	呼称				
①	ハイブ リッド									
②	オフロ ード車									
③										
④										
⑤										

(注) 1. 本様式は、交付要綱第 4 条第 1 項第 2 号アの事業について記載すること。

(注) 2. 通し番号に従い、呼称別に各項目を記載すること。

(注) 3. 本様式で積算が明らかにすることができない場合には、別に明細表、単価表等を付すこと。

別紙2の2の2

先進的次世代車普及促進事業に要する経費内訳

1. 所要経費

(1)総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出予定額	(5) 国庫補助基本額 (3)と(4)を比較して少ない方の額	(6) 補助金所要額 (5) × 1/2
円	円	円	円	円	円

2. 補助対象経費支出予定額内訳

区分	種目	車種	品名	型式	員数	リース開始年月	リース終了年月	リース期間(月)	リース月額(円)	リース年額(円)	リース会社	備考(主に自動車の用途を記入)
先進的次世代車普及促進事業	燃料電池自動車又は水素自動車の導入(リース)											
小計												
								計				
								消費税相当額				
								総計				

(注) 1. 本様式は、交付要綱第4条第1項第2号イの事業について記載すること。

2. 本様式で積算が明らかにすることができない場合には、別に明細表、単価表等を付すこと。

別紙3（要綱第4条第1項第1号事業のみ）

クレジット移転計画書

CDMを利用したコベネフィット支援事業に関して二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第29条第1項に基づき日本国政府の保有口座へ移転する京都メカニズムによるクレジットについては、下記のとおりです。

(1) クレジット移転総量〔CO₂換算トン〕

(2) 発生予定クレジット総量〔CO₂換算トン〕

(3) クレジット移転割合^{注1}

$$\text{クレジット移転割合}^{\text{注1}} = (1) \text{〔CO}_2\text{換算トン〕} \div (2) \text{〔CO}_2\text{換算トン〕} \times 100$$

(4) 補助金千円あたりの移転クレジット量〔CO₂換算トン／千円〕

$$\begin{aligned} & \text{補助金千円あたりの移転クレジット量〔CO}_2\text{換算トン／千円〕} \\ & = (2) \text{〔CO}_2\text{換算トン〕} \div \text{補助金交付申請額〔円〕} \times 1000 \end{aligned}$$

(5) 移転期限

(6) クレジット移転計画

年 度					
①補助事業から発生するクレジット（CER）予定量 ^{注2}					
①の累計					
②事業実施者の獲得するクレジット（CER）予定量 ^{注2}					
②の累計					
③政府の保有口座へ移転するクレジット（CER）予定量 ^{注2注3}					
③の累計					
④移転割合（③／①）					
⑤移転予定月 ^{注4}					

注1 少数第3位まで記載すること。0.5を下回らないこと。

注2 削減事業実施年度ではなく、実際にクレジットの獲得が予想される年度で記載すること。

注3 移転期限までに（1）に記載した移転予定総量に達する計画とすること。

注4 各年度のクレジット移転予定月を記載のこと。なお、事業実施後、遅延なく検証、認証、発行、移転等を行うこと。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付決定通知書

事業実施者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の交付決定額は、金 円である。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業実施者は、適化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱（平成23年4月1日付け環水大総発第110401004号環水大自発第110401012号）に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（水・大気環境分野〔民間団体〕）変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕） 交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 国庫補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由
（注）具体的に記載する。

- 注1 補助事業の名称は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。
- 2 2の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
 - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。
 - 4 第4条第1項第1号の事業者にあつては、クレジット移転計画の変更について様式第1の別紙3に変更後の内容を記載して添付すること。

様式第4（第11条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（水・大気環境分野〔民間団体〕）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注1 補助事業の名称は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1（別紙1の1又は別紙1の2）に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2（別紙2の1、別紙2の2の1又は別紙2の2の2）に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。
 - 4 第4条第1項第1号の事業者にあっては、クレジット移転計画に変更がある場合は様式第1の別紙3に変更後の内容を記載して添付すること。

様式第5（第12条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業所実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（水・大気環境分野〔民間団体〕）中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）を下記のとおり中止（廃止）したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の期間
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注1 補助事業の名称は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。

- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2の1、別紙2の2又は別紙2の3に中止（廃止）前の金額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）後の金額を下段に記載した書類を添付すること。

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（水・大気環境分野〔民間団体〕）遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）の遅延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第13条の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

注1 補助事業の名称は、要項第4条第1項各号の事業名を記載すること。

2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第7（第14条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（水・大気環境分野〔民間団体〕）遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称

経費の区分	計画額(円)	実施額(円)	遂行状況

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（水・大気環境分野〔民間団体〕）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）を完了（中止・廃止）しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第16条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（平成 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業の実施状況
（1）補助事業の内容
（2）補助事業の効果
- 4 補助金の経費収支実績
別紙1の1、別紙1の2の1又は別紙1の2の2により記載すること。
- 5 添付資料
（1）完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
（2）写真（工程等が分かるもの）
（3）実績報告に基づくクレジット移転計画書（要綱第4条第1項第1号の事業のみ）
別紙2により記載すること。
（4）その他参考資料（領収書含む）

注1 補助事業の名称は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。

別紙1の1

CDMを利用したコベネフィット支援事業経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象経費 実支出額
円	円	円	円
(5) 国庫補助基本額 (3)と(4)を比較して 少ない方の額	(6) 補助金所要額 (5)×1/2	(7) 補助金交付決定額	(8) 過不足額 (7)-(6)
円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合 計	円	

3. 購入した主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入時期

別紙1の2の1

先進的次世代車普及促進事業経費所要額精算調書

1. 経費実績額

通し 番号	(1) 補助対象 経費実支出額 (円)	(2) 寄付金そ 他の収入 (円)	(3) 差引額 (1)-(2) (円)	(4) 基準額 ×員数(a) (円)	(5) 国庫補助 基本額 (3)と (4)を比較して 少ない方の額 (円)	(6) 補助金所要 額 (5)×1/2 (円)	(7) 補助金 交付決定 額 (円)	(8) 過不足額 (7)-(6) (円)	
①									
②									
③									
④									
⑤									
(総計)									

2. 補助対象経費実支出額内訳

(区分) 先進的次世代自動車普及促進事業

通し 番号	補助対象機種						員数 (a)	補助対象 経費内訳 (通常車と の差額) (b) (円)	補助対象 経費実支 出額 (a)×(b) (円)	備考 (主に自 動車の用 途を記入)
	種目	種別	メーカー名	車名	型式	呼称				
①	ハイ ブリ ッド オフ ロー ド車									
②										
③										
④										
⑤										

(注) 1. 本様式は、交付要綱第4条第1項第2号アの事業について記載すること。

(注) 2. 通し番号に従い、呼称別に各項目を記載すること。

(注) 3. 本様式で積算が明らかにすることができない場合には、別に明細表、単価表等を付すこと。

(注) 4. 交付決定時の数量、金額等を上段に () 書きし、下段に精算時の数量等を記入すること。

(注) 5. 次の関係書類を添付すること。(写真は台帳等に貼付し概要を付記すること)

①補助対象経費に係る請求書の写し ②補助対象経費の支払いを証する書類

③納品書等の写し(導入車両の製造番号がわかるもの) ④導入車両の整備状況を示す写真 ⑤その他参考をなる書類

別紙1の2の2

先進的次世代車普及促進事業経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 国庫補助基本額 (3)と(4)を比較して少ない方の額	(6) 補助金所要額 (5) × 1/2	(7) 補助金交付決定額	(8) 過不足額 (7) - (6)
円	円	円	円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

区分	種目	車種	品名	型式	員数	リース開始年月	リース終了年月	リース期間 (月)	リース月額 (円)	リース年額 (円)	リース会社	備考 (主に自動車の用途を記入)
先進的次世代車普及促進事業	燃料電池自動車又は水素自動車の導入(リース)											
小計												
								計				
								消費税相当額				
								総額				

(注) 1. 本様式は、交付要綱第4条第1項第2号イの事業について記載すること。

2. 本様式で積算が明らかにすることができない場合には、別に明細表、単価表等を付すこと。

3. 交付決定時の数量、金額等を上段に()書きし、下段に精算時の数量等を記入すること。

4. 次の関係書類を添付すること。(写真は台帳等に貼付し概要を付記すること)

- ①補助対象経費に係る請求書の写し ②補助対象経費の支払いを証する書類 ③自動車検査証の写し ④導入車両の整備状況を示す写真 ⑤その他参考となる書類

別紙2（要綱第4条第1項第1号の事業のみ）

実績報告に基づくクレジット移転計画書

本実績報告書に基づくCDMを利用したコベネフィット支援事業に関して二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第29条第1項に基づき日本国政府の保有口座へ移転する京都メカニズムによるクレジットについては、下記のとおりです。

(1) クレジット移転総量〔CO₂換算トン〕

(2) 発生予定クレジット総量〔CO₂換算トン〕

(3) クレジット移転割合^{注1}

$$\text{クレジット移転割合}^{\text{注1}} = (1) \text{〔CO}_2\text{換算トン〕} \div (2) \text{〔CO}_2\text{換算トン〕} \times 100$$

(4) 補助金千円あたりの移転クレジット量〔CO₂換算トン／千円〕

$$\begin{aligned} & \text{補助金千円あたりの移転クレジット量〔CO}_2\text{換算トン／千円〕} \\ & = (2) \text{〔CO}_2\text{換算トン〕} \div \text{補助金交付申請額〔円〕} \times 1000 \end{aligned}$$

(5) 移転期限

(6) クレジット移転計画

年 度					
①補助事業から発生するクレジット（CER）予定量 ^{注2}					
①の累計					
②事業実施者の獲得するクレジット（CER）予定量 ^{注2}					
②の累計					
③政府の保有口座へ移転するクレジット（CER）予定量 ^{注2注3}					
③の累計					
④移転割合（③／①）					
⑤移転予定月 ^{注4}					

注1 少数第3位まで記載すること。0.5を下回らないこと。

注2 削減事業実施年度ではなく、実際にクレジットの獲得が予想される年度で記載すること。

注3 移転期限までに（1）に記載した移転予定総量に達する計画とすること。

注4 各年度のクレジット移転予定月を記載のこと。なお、事業実施後、遅延なく検証、認証、発行、移転等を行うこと。

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付額確定通知書

事業実施者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）については、平成 年 月 日の事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第17条第1項の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長）

印

記

補助事業の名称^{注1}

確 定 額 金 円

移転予定クレジット量^{注2} [CO₂換算トン]

注1 補助事業の名称は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。

2 要綱第4条第1項第1号の事業のみ。

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（水・大気環境分野〔民間団体〕）概算（精算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（交付額確定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）の概算払（精算払）を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第18条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 請求金額 金 円
- 3 請求金額の内訳

（概算払の場合）

（単位：千円）

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④＝②＋③		
計						

（精算払の場合）

（単位：千円）

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①－②

- 4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
- 5 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

※ 「1 補助事業の名称」は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。

様式第11（第20条関係）

取得財産等管理台紙（平成 年度）

財産名 (備品名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

- 注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第21条第1項に規定する処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）
に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）について二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第23条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額（要項第17条第1項による額の確定額）
円
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
円
- 4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
円
- 5 補助金返還相当額（4－3）
円

注1 補助事業の名称は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。
2 別紙として積算の内容を添付すること。

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

事業事業者 住 所
名 称
代表者等名 印

コベネフィット CDM モデル事業クレジット移転報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けたCDMを利用したコベネフィット支援事業に係わる京都メカニズムによるクレジット（CER）の日本国政府の保有口座への移転について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱第29条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施した補助事業の名称
- 2 受領した補助金の額及び受領年月日
- 3 補助金千円あたりの移転クレジット量〔CO₂換算トン／千円〕
- 4 移転しなければならないクレジット総量〔CO₂換算トン〕
- 5 今回移転されたクレジットについて
 - (1) 移転されたクレジット量〔CO₂換算トン〕
 - (2) 移転年月日
- 6 クレジット移転予定残（次の算式を明示すること）
クレジット移転予定残量＝〔4〕－〔5〕－〔既に移転済みのクレジット量〕
- 7 補助事業によるベネフィットCDM事業活動の状況